

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 66
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

医療情報・システム基盤整備体制充実加算 生保受給患者の取り扱いについて

先月お送りしましたFAX情報No. 63では、同加算についての算定フローをお示したところです。
生活保護を受けている患者への加算の取り扱いについて、現在お問い合わせが多数寄せられております。保団連経由で厚労省に照会できた現時点での情報をご案内します。今後も厚労省からの通知等で変更があった場合は適宜お知らせします。

【生保単独の方】

- ①初診時は加算1（6点）を算定。
- ②再診時は加算3（2点）を算定できる。

（いずれかを月一回算定可）

※紙の保険証のみを持参した患者と同じ扱い。

- ・厚労省担当者によれば、今年度内には生保の患者もマイナ保険証・情報取得に対応できる予定とのこと。

【社保と生保の併用の方】

- ①社保の保険証がマイナ保険証になっているかどうかで判断し、他の一般の患者と同様の扱いとする。

【全体としての留意点】

- ・加算2（初診時：2点）は、マイナ保険証を活用して診療情報を取得等した場合だけでなく、他院から診療情報を受けていた場合も当該加算を算定します。
- ・加算3（再診時：2点）は、マイナ保険証を活用しなかった場合の算定ですが、他院から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合は算定できません。
また、同一月に「加算1」または「加算2」を算定していた場合も算定できません。



ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。